

書面（紙媒体）請求が可能となる条件

1、「請求省令附則第二条による免除届出書」該当条件

※介護保険主治医意見書作成料請求書のみ請求の場合は提出不要です。

ただし、介護給付費等の請求を予定されている場合については、提出が必要です。

- ①支給限度額管理が不要なサービス ※1種類のみを行う事業所
※居宅療養管理指導（予防含む）、特定施設入居者生活介護（予防含む短期利用以外）、認知症対応型共同生活介護（予防含む短期利用以外）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ②支給限度額管理が必要なサービス、居宅介護支援若しくは介護予防支援又は総合事業1種類のみを行う事業所
- ③支給限度額管理が不要なサービス1種類および支給限度額管理が必要なサービス1種類を行う事業所
- ④施設サービス（介護福祉施設サービスおよび介護保険施設サービスをいう。以下同じ。）のみを行う50床未満の介護保険施設
- ⑤施設サービスおよび支給限度額管理が不要なサービス1種類を行う50床未満の介護保険施設
- ⑥施設サービスおよび支給限度額管理が必要なサービス1種類を行う50床未満の介護保険施設
- ⑦施設サービス、支給限度額管理が不要なサービス1種類および支給限度額管理が必要なサービス1種類を行う50床未満の介護保険施設

2、「請求省令附則第三条第二項又は第三項による免除届出書」該当条件

従業者の年齢が平成29年度末において、いずれも65歳以上である事業所（インターネットによる請求、電子媒体による請求を行える体制を有する者を除く。）

ただし平成29年度末において65歳未満の従業者が新たに従事することとなった場合は、その旨を審査支払機関に届出を行い、届出を行った月およびその翌月に限り、紙による請求を行うことができる。

3、「請求省令附則第四条による免除届出書」該当条件

※該当する事業所は、国保連合会へ別途問合せください。

- ①電気通信回線設備の機能に障害が生じた場合
- ②電子請求を行うための設備の設置又はソフトウェアの導入に係る作業が未完了の場合
- ③改築工事中又は臨時の施設において事業を行っている場合
- ④事業所等の廃止又は休止に関する計画を定めている場合
- ⑤その他電子請求を行うことが特に困難な事情がある場合

※1 届出を行う際、当該届出の内容を確認できる資料を添付するものとする。

※2 ①、②又は⑤による届出を行うに当たり、当該届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該届出に係る介護給付費等又は総合事業費の請求の日に当該届出を行うことができる。

この場合にあつては、前項の資料は当該介護給付費等又は総合事業費の請求の事後において、速やかに審査支払機関に提出するものとする。